

松江地裁委員会（第27回）議事概要

第1 日時

平成26年2月24日（月）午後1時30分～午後3時50分

第2 場所

松江地方裁判所大会議室

第3 出席者

（委員）青木佳子，伊中和子，小川洋子，勝谷有史，竹内祐子
中川修一，長谷川一年，柳田雅彦，山寄和信，横山泰造
（五十音順敬称略）

（事務担当者）山頭事務局長，安倍民事首席書記官，内藤刑事首席書記官，
茂原事務局次長，田河総務課長，吉田庶務係長

第4 テーマ

- 1 裁判所の広報について
- 2 裁判員裁判について

第5 議事

- 1 「裁判所の広報について」説明
- 2 意見交換等
別紙のとおり
- 3 「裁判員裁判について」説明
- 4 意見交換等
別紙のとおり
- 5 次回の意見交換テーマ
労働審判制度について
- 6 次回開催日時

平成26年9月29日（月）午後1時30分

(別紙)

【裁判所の広報について】

委員長：裁判所の広報で取り上げるべき点や、広報の方法などについて、御意見を伺いたい。

A委員：裁判員裁判が始まる前、裁判所から女性センターに、裁判員裁判について紹介するDVDが送付され、女性センターの図書室に置いている。DVDを拝見したところ、ドラマ仕立てのものもあり、非常に分かりやすく、良いツールだと感じた。松江地方裁判所のホームページに、広報用ビデオ貸出しについて一覧表を掲載して紹介しており、一覧表の欄に「郵送貸出」とあるが、その他に記載がなく、郵送貸出しに対応しているのかどうか不明である。

ちなみに、女性センターも図書やDVDを置いて貸出しをしており、郵送貸出しもしている。送料については、貸出送料はセンターが負担し、返却送料は、借りた方に負担していただくことを案内している。市外からだとなかなか利用しづらく、郵送貸出ししていただくと有り難いので、分かりやすい案内表示をしたほうが良いと思う。

それから、郵送貸出しが難しい場合には、例えば、女性センターでは他機関から譲り受けたものを別に配架して、譲渡先の了解を得て貸出対応をしているが、同様の取扱いをしている施設を案内することにより、希望者が利用しやすくなるのではないか。

事務担当者：郵送による貸出しをした事例もあり、返送料は、利用者に負担していただいた。御意見については今後検討したい。

B委員：先ほど法廷で、民事事件の年間の件数が説明されたが、その数字は、同規模の都道府県の裁判所と比較して多いのか、少ないのか、あるいは島根県特有の傾向があるのかどうかといった点、また、刑事事件も同様であるが、第三者的に客観的な分析をしたようなデータを示すと少し裁判に興味が出るのではないか。そのような情報を提供することで、県民が裁判や裁判所に興味を持ち、

行ってみようかなと思う動機付けになるのではないか。

また、私は、裁判員裁判が始まるに当たり、裁判官の言葉を集めた本を購入したが、こういうものを読むと、裁判傍聴に行ってみたいと思わせる内容が書いてある。裁判所が認めるかどうかは別として、いろいろな内容のものを提供しても良いのではないか。裁判所に行ってみよう、傍聴してみようと思わせることと、興味本位とは一線を画すべきだが、いろいろやってみてはどうか。

事務担当者：法廷で説明した民事事件の件数は、通常の民事訴訟の事件数であり、執行事件や破産事件は含まれていない。

委員長：民事事件あるいは刑事事件について、島根県の特徴などを説明いただきたい。

事務担当者：松江地裁では、殺人などの重大犯罪は比較的少ないし、事件数自体が少ない。松江地裁の特徴についても、特別なことは感じてはいない。

裁判所として事件の特色などを伝えるのは難しいと思われるが、客観的な事実を伝えることで良いと思う。

C委員：インターネットやホームページは、若い方にはよく使われているが、高齢者では利用できない方も多くいると思われる。例えば、新聞の一面であれば意識しなくても見てしまうので、広く一般への広報であれば、自然に目に入るような媒体を利用すればもっと分かりやすいと思う。

裁判所というのは、特別な事情がなければ利用しない場所なので、突然「裁判員になってください」という通知が来ることを考えれば、年齢に関係なく知っていただかないといけない部分もあり、いろいろな面で裁判所が身近に感じられるような手段を検討すると良いと思う。

委員長：次に広報の方法について、これまでは、パンフレットの配布、備付けをしているが、例えば、どういうところに配布したり備え付けたりするのが効果的であるかなど御意見を伺いたい。

A委員：女性センターは、男女共同参画に関する啓発パネルを何種類か作って、

女性センターの館内に配置したり，要望があれば貸出しをしたりしている。それから，行事などにパネルを持ち出し，広報活動をしている。本日，配布された資料をポスターぐらいの大きさにして，行事のときなどに掲示することも1つの方法だと思う。

それから，裁判所で広報行事を年2回しておられるが，例えば他の県内での大きな行事のときに，パネルとかチラシを持参して，裁判所の手続を紹介するブースなどを開設しても良いのではないか。例えば，島根県では毎年1回，人権フェスティバルを開催しており，人権に関連することならどんな団体でも一応参加可能となっている。そういうところに参加して，パネル展示やチラシの配布を行ったり，申込みをすればブース内でDVDの上映などもできるので，広報の方法として検討しても良いのではないか。

D委員：法廷見学とか裁判所見学というのは，何か理由がないと行かないと思う。先日，筑波にあるJAXAの見学をしてきたが，行ってみたいと思うから行ったわけで，そう思わないとなかなか行かないのではないか。

今日は，見学時の説明を実際に見せていただいたが，参加される方が興味を持つ内容が必要で，恐らく普通に参加されると，興味がない学生や一般の方は，ちょっとつらいように思う。クエスチョンを出したりされていたが，その他にも面白いネタを出すなど，淡々と進めるのではなく，そこに携わる方の思いや熱意が伝わるような説明，プレゼンテーションをすると良いと思う。

【裁判員裁判について】

C委員：裁判員候補者名簿に登録された通知が11月に来るとのことだが，同封されている調査票は，必ず候補者本人が記載しなければならないのか。例えば通知を受けた者が高齢者や障害を持った方の場合でも，本人が記載しなければならないのか。

事務担当者：電話でそのような問い合わせもある。そのような場合は，きちんと

本人の意思確認をした上で、御家族に記載してもらおうなど、個別に対応している。

E 委員：補足すると、調査票に記載するだけでなく、記載内容を証明できる資料を提出するようお願いしている。病気の方、障害をお持ちの方の場合は、それに関する資料を付けていただくことがある。また、生年月日は名簿作成時点で分かっているので、候補者が70歳以上で、書面記載が難しい状態であると記載してもらえば、裁判所も事情を把握できることになる。

C 委員：証明書を添付すれば、代筆も可能ということか。

E 委員：候補者が、字を書けないような状態であることが調査票に記載され、確かにそのとおりだと推察できる資料を付けていただければ、何も問題がないということになる。もし分からなければ、裁判所から問い合わせたりということもある。

委員長：委員の方の中には、実際に裁判員裁判を傍聴していただいた方もいらっしゃるが、裁判員裁判に対する御意見や御感想を伺いたい。

F 委員：危険運転致死の裁判を傍聴させていただいた。傍聴したときには、検察官、弁護士双方の証人が出廷し、物理学に関わる、非常に難しいお話をされていたと思う。裁判員の方も、簡単に理解できるような話ではなかったと思うが、裁判長が時々介入して、質問の内容を変えさせたり、場合によっては、質問をそこで打ち切らせたりして、一定の整理や方向づけをされていたと思う。そういう意味では分かりやすくなっていたように思う。割とたくさん休憩があり、傍聴人と裁判員では、負担が全然違うと思うが、疲労という意味でも負担が軽減されていると感じた。

G 委員：非常に緊張感がある中、決められた時間内に、公平な立場で審議していくというのは、すごく大変なことだと感じた。全体の時間が長いと感じたが、休憩をたくさん取られているからであり、これはとても必要なことだと感じた。

A 委員：午前と午後の両方傍聴したので、傍聴するだけでも終わったときには、

かなり疲労を感じた。

休憩を小まめに取られて、傍聴していても疲れるので、裁判員という立場を考えると、小まめな休憩が大切であると分かった。

それと、審議の進め方について、物理の専門的な話で、聞いていても分からなかったが、分からなくなりかけたタイミングで、裁判長が検察官や弁護人に、「説明の仕方を変えてください」と言われ、裁判員にとって、分かりやすい形で審理が進むような配慮をされていると感じた。

H 委員：公判初日に傍聴し、危険運転致死傷と業務上過失致死と二つの論点があり、検察官が起訴状を朗読したが、同じような内容を2回読み上げられ、しかも法律用語が多かったので、途中で分からなくなった。

あと、道路上の凶面が出てきたが、傍聴席の端に座ったこともあり、よく見えなくて、どこの部分を説明しているのか分かりにくかった。

また、被告人が質問に答えるのに、うまく理解できていなかったのか、少しもたもたする感じがあり、確かその日に予定したことが時間内に終わらなかったと記憶しており、そういうこともあるのだと感じた。

D 委員：非常に難解な物理の方程式が出て、正直言って一般の方は分からないと感じた。しかし、絶妙なタイミングで、裁判長が「裁判員を惑わすので、説明を変えなさい」と言われ、裁判員に対しての配慮がなされていると感じた。これに対して、検察官と弁護人は、争点を分からなくしているように感じた。

時間についても適宜休憩を取っておられ、裁判員の方に対する配慮が感じられた。

I 委員：これまでも、弁護人あるいは検察官の尋問がよく分からないという質問を受けたことがある。今後、弁護士としては工夫しないといけないと思う。ただし、恐らく質問の仕方として、こういう質問の答えを求めたくて質問しますということを、当然前置きしないので、質問事項だけを聞くと、一体何のためにこういうことを聞いているのか、出てくる答えからどういうことを導こうと

しているのかが分からないというのは、やむを得ないと思う。

そういう意味では、傍聴された方は、多分、弁護人や検察官の活動について、何かもやもやとしたものがあつたのではないかと、今回傍聴して改めて感じ、この点は反省していきたい。

委員長：尋問が分からないという趣旨は、その質問の意図が分からないという趣旨か。

I 委員：多分、何でそんなことをこの場面で聞いているんだらうかということが、傍聴人にストレートに伝わらず、争点との関係で、何か全然関係ないことを聞いているんじゃないかと思われているのではないか。そうすると、弁護人の活動は、何か争点をぼやかすような活動ばかりしており、いまいちすっきりしないという印象を持たれたのではないか。

委員長：第1回公判期日で、起訴状朗読や冒頭陳述が行われ、検察官と弁護人からそれぞれ事件について主張の要点を述べられたと思うが、それを聞いた御感想があるか。

H 委員：争点は事前に職員から聞いていたので、大体分かった。

委員長：証人尋問について、専門家の証人に対する尋問で、証言の分かりやすさのために、裁判長が大分苦勞したようだが、裁判長として、どのような点に気を付けて訴訟指揮をしたか、差し支えない範囲で、御紹介いただきたい。

E 委員：適切に裁判長が介入していたと各委員に御意見いただき、胸を撫で下ろしているところだが、やっている本人としては、少し介入しすぎたのかなという思いもないわけではない。やはり、裁判員裁判の場合は、法廷で見て、聞いた上で、自分の考えをしっかりと持っていていただき、それを評議室に戻ってからの評議に活かしていただかなくてはいけない。

裁判官だけでやっていた裁判の場合は、裁判官室に訴訟の記録を持って帰って、何度も読み直す、今回の危険運転致死傷のような事件であれば、物理の話が出てきたら、予備校の教科書を読んで、物理法則についての復習を試みる

とか、そういうことをやらないこともなかったが、裁判員裁判の場合は、義務教育を受けた方については、裁判員をやっていただけることになっており、そういう方についても、法廷で聞いた話をもとにきちんと判断していただくのが基本である。もちろん裁判官も手助けできることはするが、それにも限界があり、やはり、法廷の中で分かりやすい話をしてもらい、それをきちんと理解してもらおうということが基本だと思う。

したがって、裁判も行き当たりばったりで始めているわけではなく、何か月か準備の期間がある。その準備の期間で、どういう証人にどういう話をしてもらうのかということについて、検察官、弁護士、場合によっては、鑑定人の方ともある程度打合せをしたり、その中で、そのような話ではちょっと分かりにくいなどと、裁判員の分かりやすさの見地から意見を申し上げたりとかもする。

そして、できるだけ法廷で、きちんと心証を取ってもらえるような証人尋問ができればと考えており、各委員におっしゃっていた裁判官が尋問に介入したというのも、そういう見地からやらせていただいたものである。

委員長：先ほど I 委員のほうから指摘された点だが、質問の意図が分かりにくいという点について、訴訟指揮をする上で、同じような感じを持たれたことはないか。あるいは、そういうときに何か訴訟指揮をする上で工夫されたことがあるか。

E 委員：尋問する検察官や弁護人の立場から考えると、先ほど I 委員がおっしゃったとおり、質問される人が、こういう答えを求められているということが分かるような形で尋ねることができない場合もあると思われる。

裁判官だけがやっていた裁判では、聞きっぱなしにしておいて、あとは裁判官が判断してくださいという尋問もないことはなかったと思われる。しかし、裁判員が法廷で話を聞いて、きちんと自分の意見を持っていただく、自分の判断ができるようにしていただくためには、やはり、質問のどこかの段階で、この質問はどういう意図でされたのか、ということが分かるような形にしてもら

わなないといけない。今までよりも分かりやすい形にしてもらわなないといけないと考えているので、場合によっては、「その質問は、結局、こういうことが言いたいということなんでしょうか」とか、「ちょっと質問の意図が分かりません」という形で介入するというものもないわけではない。

委員長：その他、証拠調べの段階で、何か感じられた点があるか。例えば、いろいろ書面を取調べた場面について何か御意見等があるか。

I 委員：傍聴している人は、多分、モニターでは見にくい部分があるので、何をやっているんだろうと感じてしまうところがあるかもしれない。

委員長：モニターの画面が見づらいという趣旨のことをおっしゃったが、それは傍聴された位置の他に、例えば画面の大きさに問題があると思われるか。

H 委員：普通に文字で出てくる部分は問題ないが、道路周辺というか、その事故が起こった周辺の何か図が出てきて、何か細かい数字が書いてあり、多分、どのくらいの距離かというのが書いてあったと思うが、その辺りがよく見えなくて、いろいろ説明されるが、どこの部分なのか分かりにくかった。

委員長：そうすると、例えば、もう少し具体的に場所を示して、周辺の状況がどうだという説明をすれば、もう少し分かりやすくなったかもしれないとお聞きした。

また、法廷での証拠調べ、裁判官や裁判員の方の法廷での様子あるいは態度を御覧になって、何か感じた点等については、特になしとお聞きした。

次に、裁判員に選任された当日、午前中に選任手続を終了し、選任された裁判員の方は、午後からすぐ審理に入るというやり方をしているが、この取扱いについて、何か御意見、御感想があるか。

B 委員：違う質問になるが、裁判員裁判が始まって、何年か経過し、差戻し審理が始まったりしているが、この場合、裁判員は入れ替わることになるのか。

委員長：差戻し審の裁判員は新たに選任することになる。

B 委員：裁判官や検察官は、同じ方がやることになるのか。

委員長：法律上，担当裁判官は交替することになっている。

以 上